

平成 27 年 7 月

厚生労働大臣
塩崎恭久様

一般社団法人全国銀行協会
会長 佐藤康博
一般社団法人全国地方銀行協会
会長 寺澤辰磨
一般社団法人信託協会
会長 常陰均
一般社団法人第二地方銀行協会
会長 石井純二

労働保険料等の電子納付の推進等について

平素より銀行界にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、銀行界は、平成 26 年 6 月に公表された『日本再興戦略』改訂 2014「未来への挑戦」や諸外国の動向、IT 技術を活用した新たな決済サービスの普及など昨今の動向等を踏まえて、決済インフラの高度化、ひいては経済の活性化と国民生活の向上を図るため、銀行振込の中核システムである「全銀システム」の 24 時間 365 日稼動の実現などにより、世界最先端の決済サービスを提供することを目指し、現在、検討を進めております。

一方、貴省におかれては、平成 24 年 2 月から労働保険料に係る口座振替の対象事業主を拡大されるなど、納付者の利便性向上や電子申告等の推進等に繋がる取組みを実施されていますが、貴省の取組みと銀行界における決済インフラの高度化への取組みとが相まって、電子納付やペーパーレス化（口座振替、事務処理の電子化）など、納付者の利便性の一層の向上や収納機関および各金融機関の事務効率化に繋がる動きが、さらに進展することが期待されます。

しかしながら、現行の各金融機関における労働保険料の申告書の受付と回付の取扱いは、電子申告・電子納付推進の阻害要因になっています。

また、預金口座振替の手数料について、各金融機関の事務処理コストに見合った適正化が必要と考えております。

つきましては、下記の項目を平成 28 年度予算要求の重点項目として取りあげていただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 労働保険料の電子申告・電子納付の推進

現在、各金融機関は、労働保険関係法令により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受け付け、各地方労働局に回付する事務を取り扱っている。このため、事業主は、労働保険料の納付と申告のために金融機関窓口に出向く必要があり、負担となっている。

こうした負担の軽減および納付者の利便性向上の観点から、貴省におかれては、事業主に対して、平成 24 年 2 月に対象事業主を拡大した労働保険料の口座振替の利用勧奨と併せて、電子申告・電子納付の利用を積極的に働きかけていただきたい。

また、電子申告と同時に電子納付の手続きを容易に行えるペイジー「ダイレクト方式」については、国税庁が積極的に利用勧奨していることもあり、国税における利用が年々増加している。労働保険料についても同方式を早期に導入していただきたい。

さらに、労働保険料の電子申告、電子納付をより一層推進するためには、金融機関における労働保険料の申告書の受付と回付事務を廃止する等の見直しが必要と考える。これらの事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、また、顧客（個人）情報保護の観点からも、事業主が電子申告あるいは各地方労働局などに直接申告する本来の取扱いへの変更について検討をお願いしたい。

2. 国民年金保険料等の電子納付・口座振替の推進

国民年金保険料、社会保険料について、電子納付および口座振替の推進をお願いしたい。

特に、国民年金保険料については、平成 25 年 12 月 13 日に公表された「社会保障審議会 年金部会 年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」報告書において、口座振替の利用促進等の観点から、金融機関へのインセンティブ付与が有効である旨が示されていることを踏まえた検討や、IT を活用した口座振替の申込み手続きの簡素化等の検討をお願いしたい。

3. 預金口座振替に係る経費負担の適正化

現在、労働保険料等の預金口座振替については、貴省の公募要領により 1 件当たり 10.8 円（領収証書の郵送実費等を除いた手数料）の実質手数料を負担いただくこととなっているが、当該手数料について、各取扱金融機関の収支相償の原則の観点から、各取扱金融機関の口座振替に係る事務処理コストに見合った適正化をお願いしたい。

以上